

2024 年度 自己点検・評価報告書



2025 年 6 月

一般財団法人大学教育質保証・評価センター

まえがき

大学教育質保証・評価センターは、大学機関別認証評価に関する規程第 13 条及び自己点検・評価に関する規程に基づき、2024 年度事業計画における組織運営の状況、認証評価事業の実施状況並びにその他業務の状況(会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動)について自己点検・評価を実施した。その結果を本報告書において報告する。

点検・評価事項

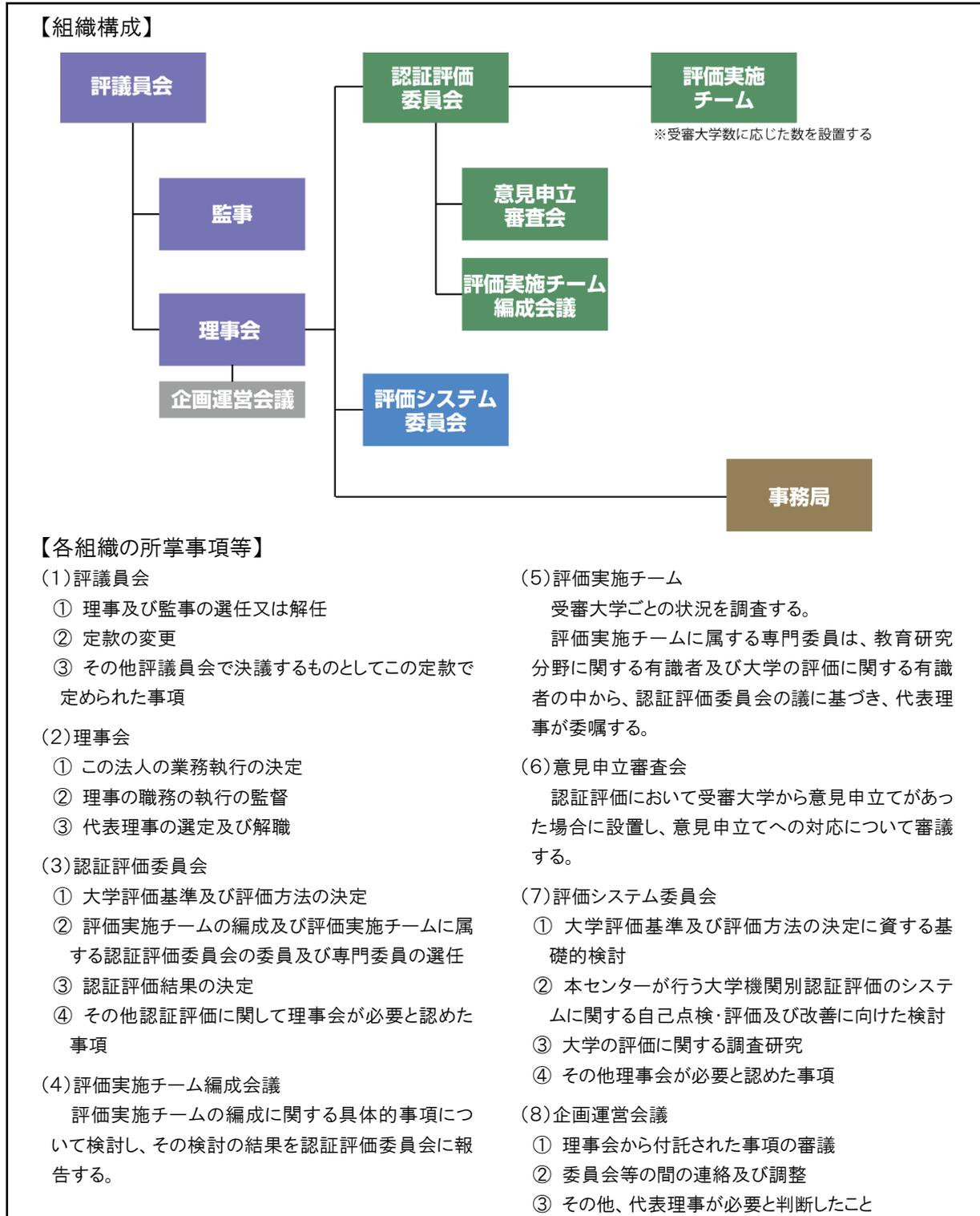
- 1 組織運営の状況
- 2 認証評価事業の実施状況
- 3 その他の業務の状況(会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動)

総評

全ての点検・評価事項において 2024 年度事業計画に基づき事業運営が適正に実施されたと評価した。

1 組織運営の状況

定款に定める評議員会、理事会、監事の所掌事項、及び大学機関別認証評価に関する委員会等についてその規程・設置要綱が定める所掌事項について2024年度事業計画に基づき自己点検・評価を実施した。



【自己点検・評価】

- 評議員会は計 2 回、理事会は計 3 回開催し、定款等の諸規定に即した適切な運営を行った。
- 監事は評議員会、理事会に出席し、第 5 期事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日)の業務及び会計について監査を実施のうえ、監事監査報告書を 2025 年 5 月に代表理事に提出した。尚、監事より業務及び会計が適正に実施されている旨の監査結果とともに、財務状況の安定化に向けた早急な対応が望まれるとの指摘がなされた。
- 企画運営会議は計 10 回開催し、理事会から付託された事項や委員会等の中の調整等の審議を行い、適切な組織運営に努めた。認証評価事業の進捗状況を継続的に把握するほか、各委員会の運営、中長期的な運営計画の検討等を行った。
- 認証評価委員会は計 5 回開催し、認証評価の実施方針の決定、評価報告書(案)の作成・評価報告書の決定など滞りなく認証評価作業を遂行した。また、認証評価制度4巡目への対応のため、当該委員会の下に設置した大学評価基準等検討ワーキンググループの検討を踏まえ、大学評価基準に関する評価の指針等の見直しを行うなど、適切な認証評価事業の実施に努めた。
- 専門職大学の機関別認証評価の実施に対応するため、認証評価委員会の下に設置した大学評価基準等検討ワーキンググループにおいて、大学評価基準等の見直しについて、適切に検討を進めた。
- 評価システム委員会は計3回開催し、2025 年 4 月施行の学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部の改正を踏まえた運用上の対応や、大学の自己改善のプロセスに伴走する取り組み等について検討を行った。
- 評価報告書(案)に対する意見申立てはなかったため、意見申立審査会の開催はなかった。
- 評価実施チームを構成する専門委員については、評価実施チーム編成会議において、各委員会の委員等のほか、会員校から推薦を受けた候補者から積極的に選任し、計 64 名の専門委員の参画を得た。評価を担当した専門委員からは、「大学教育質保証・評価センターの評価基準は内部質保証に基づく大学の取組を評価するうえでとても良いと思う」「大学教員としての立場を想像しながら評価できた」等の声が評価実施後アンケートで届いており、会員校の教職員の参画を得たことは、大学教職員が内部質保証に関する経験を広げる機会にもつながったと考えられる。今後も引き続き、専門委員に対する研修の充実を図りつつ、会員大学の教職員の参画を進めていく。
- 事務局体制については、8人の構成とし、滞りなく業務運営を行った。

以上のことから、組織運営については 2024 年度事業計画に基づいて適正に実施されたと評価できる。

2 認証評価事業の実施状況

本センターは、2024 年度事業計画に基づき、大学機関別認証評価の理念に則り、大学の教育研究の質を保証するため、及びその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価事業を実施した。その実施状況について自己点検・評価を行った。

【目的】

- (1)大学の教育研究の質を保証すること
- (2)大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3)大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4)大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)」の実質化を促すこと

【基本的な方針】

- (1)第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2)内部質保証の実質化の促進
- (3)本評価以外の大学評価結果の活用

【大学評価基準の構成】

- 基準1 基盤評価:法令適合性の保証
 基準2 水準評価:教育研究の質の向上
 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展
 ※別紙として基準ごとに「評価の指針」を策定

【評価の実施方法】

- (1)書面評価
- (2)実地調査
- (3)評価結果(案)の作成
- (4)意見申立ての照会
- (5)評価結果の確定・公表

【認証評価に向けた研修等】

専門委員に対し、評価者研修会を開催し、大学評価基準や評価作業についての研修を行っている。研修は全ての専門委員に対し実施し、当日出席できない専門委員にはアーカイブ配信等による代替措置を行っている。

【認証評価実務説明会】

受審大学に対し、受審年度の前年度に大学機関別認証評価実務説明会を開催し本センターの認証評価の考え方や、点検評価ポートフォリオ作成にあたっての説明等を行っている。

【認証評価の実施状況】

2024 年度(14 大学)

・愛知県立芸術大学	・京都府立医科大学	・奈良県立大学
・会津大学	・釧路公立大学	・新潟県立看護大学
・秋田公立美術大学	・札幌医科大学	・福島県立医科大学
・香川県立保健医療大学	・山陽小野田市立山口東京理科大学	・福知山公立大学
・岐阜県立看護大学	・長野県立大学	

【自己点検・評価】

- 認証評価事業 5 か年度目において 14 大学の認証評価を実施した。
- 過年度の評価実施後アンケートにおいて、本センターの評価に初めて携わる評価委員から、評価者研修会においてより詳細な説明を求める声が寄せられたことを受け、マニュアル等の資料の見直しや、具体的な確認内容等についての説明の充実化を図った。今年度の実施後アンケートにおいては、評価実施ハンドブックやマニュアル等の資料の内容は適切であったかという設問に対する「強くそう思う」の回答割合が増加しており、評価委員に向けた説明内容について一定の改善ができたと受け止められる。
- 実地調査は、2 回に分けて実施し、1 回目と 2 回目の実施日に一定の間隔を置いて実施した。
 - 1 回目の実地調査はオンライン形式で実施し、受審大学の責任者との面談及び評価審査会による調査を行った。書面評価における分析に基づき、事前に「書面による確認事項」への回答を得た上で、大学としての考えや対応状況等及び内部質保証の実質化に関する事項（基準2の取組み等）について調査を行った。
 - 2 回目の実地調査は対面形式により実施し、受審大学の責任者との面談等を行った。1 回目の実地調査を踏まえ、1 回目の実地調査で指摘した事項の対応の確認や、基準2に対して示されている内部質保証の取組みについての意見交換等を行った。2 回目の実地調査のタイムスケジュールや面談の内容については、受審大学からのフィードバックでは、「強くそう思う」または「そう思う」が多数を占めており、受審大学にはおおむね適切と受け止められたといえる。
- 在学生・卒業生・修了生・教職員への意見聴取については、Web アンケートを実施した。アンケートは全大学に共通の質問事項に加え、各大学の個別の状況に応じた大学ごとに個別の質問項目を設けられることとした。その結果、複数キャンパスを有する大学におけるキャンパス間の連携・情報共有についての教職員の所感や、大学が取り上げた特色ある取組みについての学生の認知度等、各大学の個別の状況や特色を踏まえた確認を行うことができた。
- 認証評価実務説明会は 48 の大学・機関から 203 名の参加があった。2025 年 4 月施行の学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部の改正に伴う資料の改定について丁寧に説明を行った。

以上のことから、認証評価事業については 2024 年度事業計画に基づいて適正に実施されたと評価できる。

3 その他業務の状況(会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動)

2024 年度事業計画における「大学の質保証に関する調査・研究及び情報提供」及び「広報・渉外活動」について自己点検・評価を実施した。

【会員大学に向けた取組み】

(1)会員大学数

2024 年度:80 大学(※2025 年 3 月 31 日時点)

(2)質保証研究会

会員大学が質保証への理解を深める場として開催している。

(3)会員大学専用ページ

会員大学専用ページにおいて、質保証研究会の資料やアーカイブ動画のほか、本センターからのお知らせや、会員大学の質保証に資する情報提供を行っている。

【広報・渉外活動】

(1)ニュースレター

年 1 回発行し、本センターの事業等について周知している。

(2)渉外活動

他団体と連携した活動として、認証評価機関連絡協議会、大学ポートレート運営会議等に参加し、高等教育政策の動向に関する情報収集や、各団体が実施する認証評価についての情報共有を行っている。

【自己点検・評価】

- 会員大学数は、今年度新たに 7 大学が入会し、80 大学となった。引き続き、本センターの評価の理念や特徴について周知の努力を図る等により、さらなる会員の獲得を図っていく。
- 質保証研究会は、1 回開催した(2025 年 3 月 24 日)。学修成果の把握・可視化に関する会員大学の検討・取組みに資することを目的として、「内部質保証体制の構築—法人評価と認証評価を見据えた自己点検・評価」をテーマに外部講師による講演を行った。受講者からは、「認証評価と法人評価の違いや関連付けについて理解が深まった」「認証評価の課題や次回の認証評価に向けての対応、大学としての質保証のあり方について学ぶことができた」等の意見が寄せられ、満足度の高い研究会となったと受け止められる。
- 広報活動としては、ニュースレターを 1 回発行した(2025 年 3 月 31 日)。本センターの評価の特徴の一つである「評価審査会」の実施内容について取り上げたほか、2024 年度に初めての取り組みとなった質保証ワークショップの実施状況等の情報発信を行った。
- 他団体と連携した活動については、認証評価機関連絡協議会に 2 回、大学ポートレート運営会議に 2 回、近藤代表理事が出席したことをはじめとして、各種の会議に組織的に対応した。

以上のことから、会員大学に向けた取組み及び広報・渉外活動については 2024 年度事業計画に基づき適正に実施されたと評価できる。